

社会福祉法人北九州市福祉事業団
指定福祉型障害児入所施設 小池学園
**短期入所
運営規程**

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北九州市福祉事業団が運営する指定福祉型障害児入所施設小池学園（以下「事業所」）が行う指定障害福祉サービス事業の短期入所（以下「サービス」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び保護者（以下「利用者等」）の意志及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。

2 サービスの実施にあたっては、利用者等の必要な時に必要なサービスの提供が行えるよう努める。

3 サービスの提供にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 前3項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」）及び北九州市条例第54号北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」）に定める内容のほか関係法等を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 小池学園
- (2) 所在地 福岡県北九州市若松区大字小敷 566 番地 8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。ただし、厚生労働省令で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。

- (1) 管理者 1名〔常勤兼務〕

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に対し関係法等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名〔常勤〕

児童発達支援管理責任者は、支援計画の作成に関することを行うほか、利用者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 児童指導員及び保育士 19名以上〔常勤 18名 非常勤 1名以上〕

児童指導員及び保育士は、利用者の日常生活及び将来の社会生活に向けての支援、相談を行う。

- (4) 看護師 1名〔常勤〕

看護師は、利用者の日常生活上の健康管理に関することを行う。

- (5) 事務員 3名〔常勤〕

事務員は、事業所運営に必要な事務を行う。

- (6) 栄養士 1名〔常勤〕

栄養士は、利用者の栄養管理及び食事の献立に関することを行う。

- (7) 調理員 3名〔常勤〕

調理員は、利用者の食事の調理に関することを行う。

- (8) 業務員 1名〔常勤〕

業務員は、公用車の運転及び業務員の業務を行う。

- (9) 医師 2名〔非常勤〕

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(利用定員)

第5条 事業所は、障害児入所施設に併設する短期入所室（2室）を利用して行う。

(主たる対象者)

第6条 事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、障害児（児童福祉法に定める障害児）とする。

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理

(利用者等から受領する費用の種類及びその額)

第8条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者等から、法第29条第3項第2号に規定する利用者負担額の支払を受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等から厚生労働大臣が定める基準により算定した額の支払を受ける。

3 事業所は、前2項のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者等から受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用及び光熱水費

① 食材料費

1. 朝食 150 円
2. 昼食 230 円
3. 夕食 220 円
4. 午前のおやつ 40 円
5. 午後のおやつ 50 円

② 食事の提供に係る費用（調理職員人件費）

日額 480 円

ただし、法施行令第 17 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に食事提供を行った場合を除く。

(2) 光熱水費

日額 497 円（居室提供時）

(3) 日用品費の実費

(4) その他事業所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業所は、前 3 項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対して交付する。

5 事業所は、第 3 項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

(送迎)

第 9 条 事業者は、利用者のサービスの開始又は終了に際して自宅への送迎は行わないものとし、利用者及びその家族は自らの手段によって事業所に入所又は退所する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者等は、事業所が定める規則等を遵守する。

2 利用者等は、次に規定する内容に留意する。

- (1) 大腸菌検査等別に定める感染の恐れのある疾病について、あらかじめ検査を行うとともに、検査結果を記した文書を事業所に提示する。
- (2) 利用者にてんかん等の疾病がある場合は、発症時の状態や投薬について、詳しく説明する文書を事業所に提出するとともに口頭にて申し出る。
- (3) 利用者等は施設、備品及び貸与品は大切に扱うよう努める。
- (4) 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まない。

(緊急時における対応)

第 11 条 事業所の職員は、サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに医療機関及び家族への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、火災・風水害・地震等の非常災害の種類ごとに具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情解決)

第 13 条 事業所は、提供したサービスに関する利用者又は保護者その他の当該利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、法第 11 条第 2 項の規定により福岡県知事が、また法第 48 条第 1 項の規定により福岡県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して市町村又は福岡県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は福岡県知事及び市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を福岡県知事、市町村又は市町村長に報告する。

4 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又はあっせんのできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 15 条 事業所は、職員の資質向上のための研修（第 13 条に規定する利用者又は利用児の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次とおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 事業所の職員は、その業務上知り得た利用者等又はその家族の機密を保持する。

3 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者等又はその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定障害福祉サービス事業所等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該利用者等の同意を得ておく。

5 事業所は、職員・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する。

6 事業所は、サービスの提供に関する諸記録を整理し、サービスを提供した日から 5 年間保存する。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人北九州市福祉事業団と

事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。